

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第15号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「分限及び懲戒」を「その他の人事」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第27条の規定による点検及び評価に関すること。

第13条第2項第1号を次のように改める。

(1) 事務局職員、教員その他の教育関係職員の任免その他の人事に関すること。ただし、教育機関の長及び課長並びにこれに準じる者以上の者の任免、分限及び懲戒に関するものを除く。

「 指導主事室

京都こどもモノづくり事業企画推進室

小中一貫教育推進室

第16条中 音楽高校改革推進・建設室 を

教員養成支援室

地域教育専門主事室

総合育成支援課

指導主事室

」

「 指導主事室

学力向上推進室

京都こどもモノづくり事業企画推進室

小中一貫教育推進室 に改める。

音楽高校改革推進・建設室

総合育成支援課

指導主事室

発達障害支援室 」

第17条指導部の款学校指導課の項に次の2号を加える。

(7) 地域教育の振興に関すること。

(8) 小学校及び中学校の学校運営の支援に関すること。

第17条指導部の款教員養成支援室の項及び地域教育専門主事室の項を削り、同款総合育成支援課の項中「児童」を「幼児、児童」に改め、同条生涯学習部の款に次の1号を加える。

(7) 放課後まなび教室に関すること。

第19条第4項を削り、同条第5項中「担当部長」の右に「、顧問」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「京都こどもモノづくり事業企画推進」を「学力向上推進室、京都こどもモノづくり事業企画推進室及び発達障害支援室」に改め、「、地域教育専門主事補」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「家庭地域教育支援課長」を「家庭地域教育支援課長 マンガサミット企画推進課長」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項の表指導部学校指導課の項中「企画推進係長 初等教育係長」を「初等教育係長」に改め、同項を同条第9項とする。

第20条第7項中「担当部長」の右に「、顧問」を加え、「前条第10項」を「前条

第8項」に、「前条第1.1項」を「前条第9項」に改め、同条第1.1項中「、地域教育  
専門主事、地域教育専門主事補」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)